

健康保険証貼付台紙

対象生徒及び保護者が扶養する15歳(中学生を除く)以上、23歳未満の兄弟姉妹を確認するため、この台紙に健康保険証写しを貼り付けてください。

1. 対象生徒以外に扶養する子がない場合、提出する必要はありません。
2. 貼り付ける健康保険証は、対象生徒と兄弟姉妹(保護者の保険証は不要)です。
3. 国民健康保険加入者は、健康保険証の写しの他、扶養誓約書(様式第6号)も併せて提出してください。

申請生徒分

兄弟姉妹分